

## ◎新潟県告示第1223号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 新潟空港特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

新潟空港周辺地域での銃猟は、航空機の離着陸に危険であり、これを未然に防止するために設定するもの（滑走路への落鳥及び散弾の放置は、航空機の航行に支障を及ぼす恐れがある）。

#### (2) 区域

新潟市東区下山地内の国道113号線松浜橋西詰を起点とし、同国道を西に進み、県道新潟港横越線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、市道東1-71号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、日本海汀線に至る。ここから汀線を東に進み、阿賀野川河口左岸堤防に至る。ここから同堤防を上流に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

430ヘクタール

#### (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 2 下条川特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

加茂市天神林地内の主要地方道新潟小須戸三条線下条川橋北詰を起点とし、ここから市道東屋敷2号線を南東に進み、市道下条川右岸線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道403号線との交点を経て、市道下条川右岸線1号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道下条川右岸線2号との交点に至り、同市道を南東に進み、市道下条川右岸線3号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、岩清水橋北詰に至り、さらに下条川右岸線堤防を上流方向に進み、一級河川谷川との交点を経て、さらに上流方向に進み、市道高館線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道中ノ又線1号との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道中ノ又線との交点に至り、同市道を北に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、長福寺橋南詰に至り、さらに下条川左岸堤防を下流方向に進み、市道下条川左岸線4号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道下条川左岸線3号との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道下条川左岸線2号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道403号線との交点を経て、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、市道下条川左岸線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、新下条川橋南詰に至り、同橋北詰と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

38.4ヘクタール（内水面 14.3ヘクタール）

#### (4) 存続期間

平成24年10月15日から平成34年10月14日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 3 信濃川・大河津分水路分派点特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

国道116号線大河津橋右岸下流端を起点とし、ここから大河津分水路右岸堤防（蒲原用水路境）を南に進み、

国土交通省信濃川大河津資料館に至る。同資料館から市道大川津五千石線を東に進み、本川橋下流端に至る。ここから県道見附分水線を南南東に進み、同県道と交差する排水路に至る。同排水路に沿って南南西に進み、中条新田橋から約120メートル上流の地点に至る。ここから見通し線で西に信濃川を横断し、同河川左岸堤防上の距離標No-10に至る。ここから左岸堤防上を北に進み、大河津橋左岸下流端に至る。ここから国道116号線を東北東に進んで橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積  
165ヘクタール（内水面 68.8ヘクタール）
- (4) 存続期間  
平成24年11月15日から平成34年11月14日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

#### 4 関山演習場特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的  
危険防止のため
- (2) 区域  
妙高市大字関山宇武蔵野地区と上越市中郷区稻荷山新田字上川原地内との境界の片貝川武蔵野橋を起点とし、ここから同河川を西（上流）に進み、砂防ダム、ベイリー橋、丸木橋を経てさらに西（上流）に進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）から東南東に約350メートル地点で同河川が3つに分割する地点に至る。同地点から見通し線で北北西に約350メートル進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（西北西に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で西北西に約2,280メートル進み、三角点（標高1,091.1メートル）（茶白岳）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（北東に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で北東に約2,080メートル進み、途中で澄川を横断し悪水川との交点に至る。ここから同河川に沿って南東（下流）に進み、上越市中郷区地内に入り矢代川に至る。ここから同河川を東（下流）に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第三発電所付近で同河川が北東に折れるため、そのまま同河川に沿って北東に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第二発電所からの同社管理道路の橋に至る。ここから同管理道路を東に進み、市道菅沼発電所線に至り、ここから同市道を北東に進む（あわせて陸上自衛隊関山演習場の境界を進むことになる）。ここから同境界に沿って南に進み、十三石川、ウド川を横断する。ウド川を横断した後に、陸上自衛隊関山演習場の境界が東に折れるため、そのまま同境界に沿って東に進む。さらに同境界を東に進み市道元屋敷八方線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、中郷区関川地内で県道関山中郷線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円から、八方平鳥獣保護区を除いた区域並びに陸上自衛隊関山演習場旭B地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原1地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原2地区及び陸上自衛隊関山演習場ぼうぼう原地区とする。
- (3) 面積  
2,052.7ヘクタール
- (4) 存続期間  
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

#### 5 谷内池特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的  
危険防止のため
- (2) 区域  
上越市三和区島倉地内の主要地方道上越安塚浦川原線と市道島倉神田本郷線との交点を起点とし、ここから同主要地方道を北西に進み、市道井ノ口錦線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道島倉神田本郷線に至る。ここから同市道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。
- (3) 面積  
13.1ヘクタール
- (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 6 妙高特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

妙高市関山地内の県道関山停車場燕線と妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進みエスピーガーリック工業（株）のグラウンド脇を通過し、民有地と国有林との境界の道との交点に至る。ここから同境界の道を南東に進み大洞原地区の畑作地と国立妙高少年自然の家の敷地境界の杉並木に至る。ここから杉並木に沿って南に進み大田切川に至る。ここから同河川左岸を上流に進み妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道に至る。ここから同管理道路を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積

140ヘクタール

- (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 7 伊田川特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

南魚沼市塩沢地内の島渡橋西端を起点とし、伊田川左岸堤防（河川管理道路）を北東（下流）へ進み、樋渡橋西端を経て南魚沼市島新田地内の「たけしまばし」北端に至る。ここから「たけしまばし」を渡って伊田川右岸堤防を南西（上流）に向かって進み、樋渡橋東端を経て、島渡橋東端に至る。ここから同橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積

1.6ヘクタール（内水面 1.6ヘクタール）

- (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 8 浦佐特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

南魚沼市浦佐地内の浦佐大橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防（河川管理道路）を北西（下流）へ進み、南魚沼市浦佐地内の多聞橋手前約90メートルの地点で、市道芹田・北島線との交点に至る。ここから同市道を北に約60メートル進み、県道下折立浦佐停車場線との交点に至る。ここから同県道を北東へ進んで多聞橋を渡り、魚野川右岸堤防（河川管理道路）との交点に至る。ここから同堤防を南東（下流）へ進み、南魚沼市浦佐地内の浦佐大橋東端に至る。ここから同橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積

10.2ヘクタール（内水面 10.2ヘクタール）

- (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 9 北鱒石小学校特定猟具使用禁止区域

### (1) 目的

付近小学校の静謐保護のため

### (2) 区域

柏崎市中田地内の主要地方道柏崎小国線と県道荒浜中田線の交点を起点とし、ここから同主要地方道を西に進み市道10-49号線との交点に至る。ここから同市道を北へ進み市道10-208号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み市道10-5号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道11-52号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み元治橋を渡り、県道荒浜中田線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

### (3) 面積

120ヘクタール

### (4) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器